

平成29年第8回公安委員会定例会議概要

開催日	平成29年3月9日(木)
開催場所	熊本県警察本部公安委員会室

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞8件、意見の聴取25件、弁明1件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

各部からの報告

1 県警察における業務の合理化・効率化に向けた取組(平成28年)について

【報告の要旨】

平成28年、県警察における業務の合理化・効率化に向けた取組を下記のとおり実施した。

(1) 警察本部(各部)の主な取組

ア 各種委員会、月間等の合理化

- 各種委員会、会議、行事等の抜本的な見直し(警務部)
- 月間、運動等の見直し(警務部)

イ 捜査手続等の合理化

- 捜査手続の省略・簡略化及び捜査書類等の削減による大幅な合理化(刑事部)
- 交通関係捜査書類の簡略化に向けた取組(交通部)
- 在留カード等不携帯事案の始末書徴取の廃止(警備部)

ウ 各種システムの構築

- 統合型地理情報システム(GIS)の構築に向けた取組(警務部)
- 行方不明者届に係る入力フォームの構築(生活安全部)
- 交通事故情報管理システムの構築(交通部)
- 解析パソコンのネットワーク化(生活安全部)

エ 業務要領、報告様式等の見直し

- 総合監察実施方法の変更(警務部)
- 暴力団情報の提供に係る照会手続の見直し(刑事部)
- 警察署からの本部報告に係る要領・様式等の見直し(生安・交通・警備部)

(2) 警察署の主な取組

ア 勤務体制、勤務要領等の見直し

- 交通事故捜査係の早朝勤務交替時間等の見直し(熊本北・熊本東警察署)
- 当直体制の見直し(芦北警察署)
- 初動指揮の効率化(熊本北警察署)

イ 年休の取得促進に向けた取組

- 年末・年始における「4日以上年休取得」の推進(水俣警察署)
- 課内行事予定表への年休取得予定の明示(熊本東警察署)

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「取組の成果、職員からの評価はいかがか。」旨の質問があり、警察から、「刑事部では警察署に出向いて検証を行っているが、時間外勤務が縮減され、休暇も取りやすい雰囲気となっている。」、「今後も、制度と併せて職員の意識も改革し、職員がやりがい、働きがいを感じながらワークライフバランスを確保できるよう継続して業務の合理化・効率化に取り組むこととしている。」旨の説明があった。

2 ストレスチェック制度の実施結果について

【報告の要旨】

警務部から、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的として、対象職員3,586人に実施したストレスチェックの結果について報告があった。(調査期間 平成28年9月29日～10月7日)

熊本県警察職員の健康リスクは、全業種の全国平均を100とした場合、全国平均を下回る良好な結果であり、所属毎の集計分析結果を各所属長に通知している。

実施結果に基づく対応として、

○ 高ストレス者については、厚生課の保健師が継続して支援するとともに、面接指導の結果については、警務課と情報を共有し、組織的な対応等を行う

○ 集団分析結果については、各所属において職場のストレス要因等を検討し、職場環境等の改善に取り組みせるとともに、必要に応じ、組織的な対応等を行う

こととしている。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「ストレスチェック結果の年別の推移はいかがか。」、「高ストレス者が一つの所属に固まっているということはないか。」、「高ストレス者で医師の面接を受けた人が少ないが、ストレスを抱えた職員が気軽に相談できるような制度はあるのか。」旨の質問があり、警察から、「ストレスチェック制度は労働安全衛生法に基づいて今回導入されたものであり、年別の推移はまだ出ていないが、過去5年のメンタル不調者(30日以上休業した者の数)は27年度は9人であり、平成24年度の24人、同25年度の23人と比較して減少している。」、「特定の所属に高ストレス者が集中しているという傾向はない。」、「相談窓口を部外にも設置して職員に周知している。」旨の説明があった。

また、委員から、「ストレスチェック制度と業務の合理化・効率化は関連するものであり、成果を期待している。」旨の発言があり、警察から、「高ストレス者が女性に多いという調査結果であり、引き続き女性警察官の複数配置、施設(女性専用のトイレ、休憩室等)、装備等の整備・改善に取り組むこととしている。」旨の説明があった。

3 「秋採用・初任科第306期短期課程生の卒業式」、「平成29年度熊本県警察職員任命式及び初任科入校式」の実施について

【報告の要旨】

警務部から「秋採用・初任科第306期短期課程生の卒業式」、「平成29年度熊本県警察職員任命式及び初任科入校式」について以下のとおり報告があった。

(1) 秋採用・初任科第306期短期課程生の卒業式

- 日時・場所
平成29年3月30日（木）午前10時30分から（45分程度）
熊本県警察学校 講堂（本館3階）
- 卒業生
初任科第306期短期課程生20人（平成28年10月2日入校）
- 参列者
 - ・ 来賓
熊本県県議会議長
 - ・ 警察関係
熊本県公安委員長、本部長、警務部長、教養課長、学校長以下教職員
 - ・ その他
卒業生のご家族40人程度が出席予定

(2) 平成29年度熊本県警察職員任命式及び初任科入校式

- 日時・場所
平成29年4月6日（木）午前10時30分から（1時間程度）
熊本県警察学校 講堂（本館3階）
- 入校生～117人（うち女性28人）
 - ・ 初任科第307期短期課程生（大卒程度）57人（うち女性13人）
 - ・ 初任科第307期長期課程生（短大、高卒程度）49人（うち女性7人）
 - ・ 一般職員初任科第32期生 11人（うち女性8人）
- 参列者
 - ・ 来賓
熊本県知事、熊本県県議会議長、教警委員長、検察庁検事正、警察官友の会会長
 - ・ 警察関係
熊本県公安委員長、本部長、警務部長、教養課長、学校長以下教職員
 - ・ その他
入校生家族は会場の都合上、式典への出席なし（別室テレビで式典状況を視聴）。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「採用数は予定どおりだったのか。」旨の質問があり、警察から、「採用試験の合格者から辞退者が出ているが、想定範囲内であった。」旨の説明があった。

4 平成28年度留置施設に対する実地監査結果について

【報告の要旨】

警務部から、平成28年度に実施した県下20の留置施設に対する実地監査結果について報告が行われた。

5 平成29年度総合監察実施計画について

【報告の要旨】

警務部から、平成29年度総合監察の実実施計画について次のとおり報告があった。

(1) 実施方針

- 警察本部の各所属に対しては、年度当初に受監所属、日程等を定めず、服務に関する事項も含め、特に注意を要する事項について、随時監察を行う。

各警察署に対しては、全ての業務監察項目及び服務監察項目について監察を行うが、服務監察を行う日を監察の実施基準日とし、業務監察は、監察の実施基準日又はその前概ね2週間のいずれかの日に実施する。

- 監察項目について、監察担当官及び監察補助者が、関係書類、簿冊及び資機材の点検並びに業務担当者に対する質問等を行う。
- 受監所属の負担軽減とタイムリーな指導による業務改善を実現するため、監察（基準）日に、監察担当官及び各部門の兼務監察官等が監察結果を踏まえ改善を要する事項や改善措置の検討、あるいは各部門における非違事案発生状況等、非違事案防止に資する講話等を行う「監察結果説明会」を開催し、広く職員への情報共有を図る。
- 本部長等による監察実戦塾（講話）は、総合監察と切り離し、必要に応じて実施する。

(2) 監察項目

リスクベースアプローチによる重点指向の監察を実施し、平成29年度は21項目・62着眼点としている。（平成28年度は19項目・58着眼点）

(3) 監察担当官

監察課長及び監察官

(4) 監察補助者

各部兼務監察官及び監察項目の業務を主管する本部各課の補佐等

(5) 本部長報告

総合監察結果及び受監警察署が講じた改善措置については、本部主管課（監察補助者）でこの状況を検証し、その結果を監察課長を経由して本部長に報告する。

(6) 随時監察及び首席監察官等による巡回指導等の実施

各警察署に対しては、総合監察のほか特に注意を要する事項について、各部門と監察課が連携して積極的な随時監察を実施するほか、本部各所属を含めた全所属に対して、首席監察官等による巡回教養及び幹部職員に対する指示等を実施する。

(7) 各所属へのフィードバック

監察課長は、監察結果を取りまとめ、おおむね月毎に各警察署に通知し、各警察署では自主点検を実施する。

6 地域警察官によるパトロール等強化作戦の実施結果について

【報告の要旨】

生活安全部から、平成29年1月23日（月）から2月12日（日）までの21日間実施した地域警察官によるパトロール等強化作戦の結果について報告が行われた。

(1) 検挙人員（職務質問により被疑者特定の端緒を得たもの）

	刑 法 犯	特 別 法 犯	合 計
平成28年	51人	41人	92人
平成29年	62人	34人	96人
増 減 数	+11人	-7人	+4人
増 減 率	+21.6%	-17.1%	+4.3%

(2) うちゼロ職質による検挙人員

	刑 法 犯	特 別 法 犯	合 計
平成28年	9 人	18 人	27 人
平成29年	21 人	25 人	46 人
増 減 数	+12 人	+7 人	+19 人
増 減 率	+133.3%	+38.9%	+70.4%

※ ゼロ職質～事前の情報なく街頭において発見した対象者に対する職務質問を「ゼロ職質」という。

(3) 今後の取組

引き続き職務質問のスキルアップを図るとともに、積極的な街頭活動による各種犯罪の抑止・検挙を推進する。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「検挙人員が上がっているが、指導の効果か。」旨の質問があり、警察から、「大阪府警察からベテランの警察官を招聘して講習を行い、パトカー同乗指導など、実際にやってみせて経験させる指導により、職務質問の能力が向上している。」旨の説明があった。

7 飲酒運転特別取締り強化期間における飲酒運転の実態調査結果について

【報告の要旨】

平成28年11月15日（火）から同年12月14日（水）までの30日間を飲酒運転特別取締り強化期間に設定し、県下において飲酒運転の取締りを強化した。

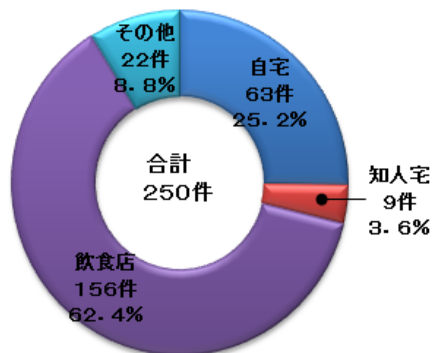
強化期間の結果は、

- 飲酒運転の検挙件数 250件（前年比+15件）
 - ・ うち逮捕者数 12人（ 〃 -1人）
- 無免許運転検挙件数 95件（ 〃 +33件）
 - ・ うち逮捕者数 4人（ 〃 +1人）

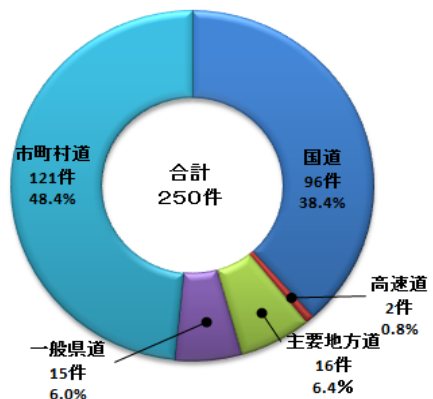
であり、飲酒運転車両提供罪及び無免許運転車両提供罪についても、それぞれ1件検挙した。

その他、実態調査結果は以下のとおりである。

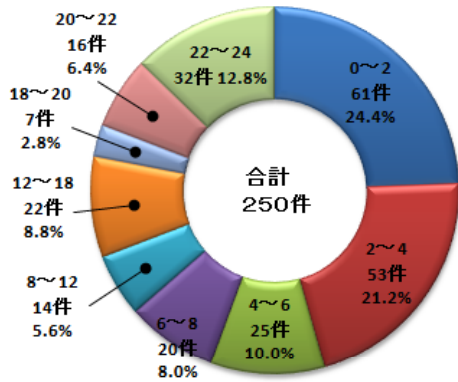
(1) 飲酒場所



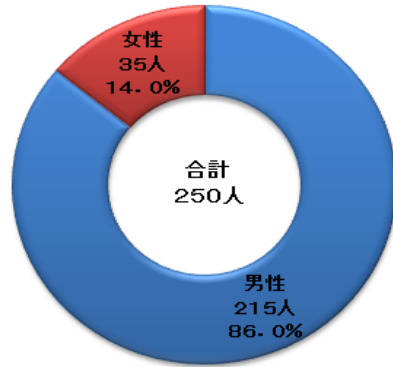
(2) 路線別



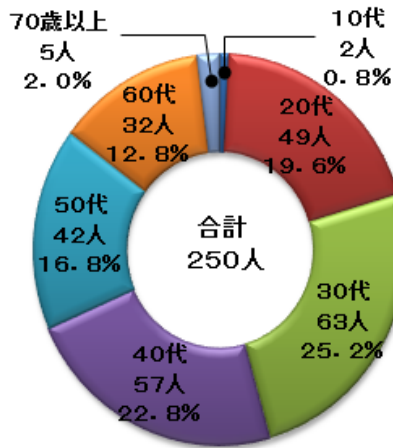
(3) 時間帯別



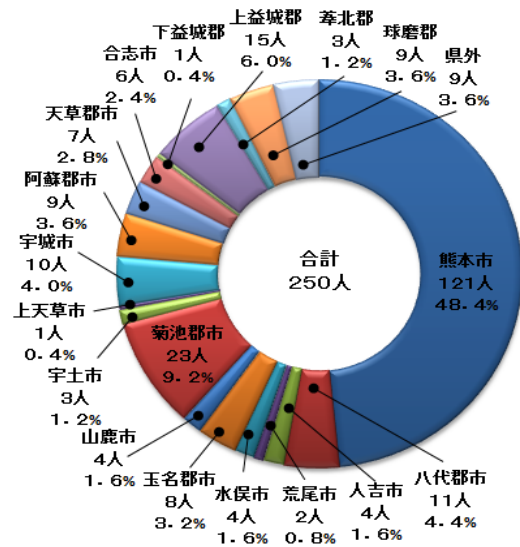
(4) 男女別



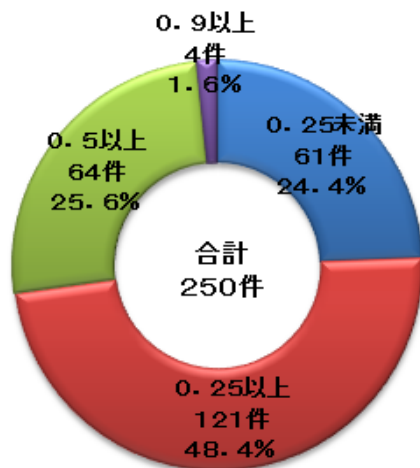
(5) 年代別



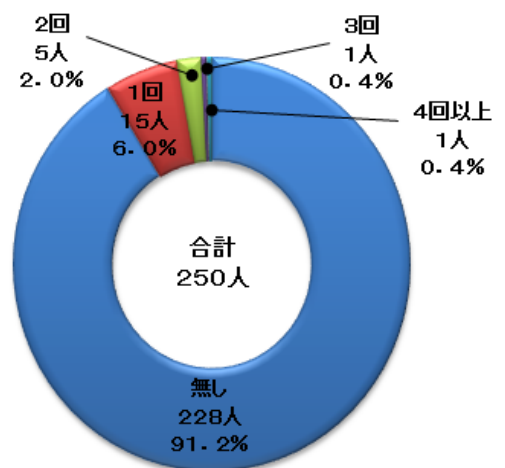
(6) 居住地別 (郡市統合)



(7) 検知量



(8) 飲酒運転の前科・前歴



【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「無免許運転の検挙数も多いが、態様はどうなのか。」旨の質問があり、警察から、「全くの無免許は少数であり、停止中、取消後の無免許が多い。」旨の説明があった。

また、委員から、「無免許のまま勤務先で運転をしている例が多いのではないかと懸念される。企業等において免許証や違反状況のチェックを行うなどの対策にも取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

第3 報告・決裁等

1 人事案件の報告

警務部参事官から、人事案件の報告が行われた。

2 監察業務の報告

首席監察官から、監察業務の報告が行われた。

3 全国優秀警察職員受賞者決定の報告

首席監察官から、全国優秀警察職員受賞者決定の報告が行われた。

4 熊本県公安委員会規則「放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則」の一部改正についての決裁

交通指導課長から、熊本県公安委員会規則「放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則」の一部改正についての説明があり、決裁が行われた。

5 熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正についての決裁

交通指導課長から、熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正についての説明があり、決裁が行われた。

6 放置違反金の未収金に係る不納欠損処分についての決裁

交通指導課長から、放置違反金の未収金に係る不納欠損処分についての説明があり、決裁が行われた。

7 地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則の制定及びこれに伴う公示についての決裁

交通企画課長から、地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則の制定及びこれに伴う公示についての説明があり、決裁が行われた。

8 地域交通安全活動推進委員の委嘱についての決裁

交通企画課長から、地域交通安全活動推進委員の委嘱についての説明があり決裁が行われた。

9 平成29年第7回定例会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第7回定例会会議録の説明があり、決裁が行われた。

10 熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正についての決裁

公安委員会事務室から、熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正についての説明があり、決裁が行われた。

11 熊本県公安委員会公印規則の一部改正についての決裁

公安委員会事務室から、熊本県公安委員会公印規則の一部改正についての説明があり、決裁が行われた。

12 審査請求（H28No.5）裁決の決裁

公安委員会事務室から、審査請求（H28No.5）裁決の説明があり、決裁が行われた。

13 苦情（H29No.1）回答の決裁

公安委員会事務室から、苦情（H29No.1）回答の説明があり、決裁が行われた。

14 要望（H28No.22）回答の決裁

公安委員会事務室から、要望（H28No.22）回答の説明があり、決裁が行われた。

第4 事務連絡等

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。